

松本市に転入された方の 療育手帳の申請について

●申請に必要なもの

ー県内での住所変更ー

療育手帳記載事項変更届

ー県外からの転入ー

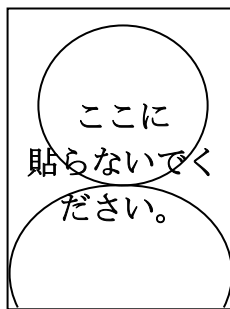
<引き続き県外で発行された手帳を使用する場合>

- ① 療育手帳
- ② 県外からの転入（県外への転出）届
- ③ 知的障害児（者）台帳付表

<県外から長野県の療育手帳に切り替える場合>

上記①～③の他

- ④ 療育手帳交付（再交付）申請書
- ⑤ 申出書
- ⑥ 本人の写真 1枚



- ・サイズ：縦4cm×横3cm
- ・脱帽して正面を向いているもの
- ・サングラス等をしていないもの
- ・スナップ写真でも可（一人で写っているもの）
- ・ポラロイド写真は不可
- ・デジカメ写真は、家庭用のプリンターで印刷したのではなく、写真店でプリントしたもの

※用紙全体の4割程度の大きさに、顔がはっきりと写っているものをご用意ください。また、写真の裏面に氏名を記入してください。

●提出先／申請に関する問い合わせ先

〒390-8620 松本市丸の内3-7 松本市役所(東庁舎1階)
障害福祉課 TEL: 34-3212 (直通) FAX: 36-9119
こども福祉課 TEL: 33-4767 (直通)

※18歳になり、初めて迎える3月末日まではこども福祉課へ

●その他

- 1 交付についての審査は松本児童相談所（知的障害者更生相談所兼務）が行います。
- 2 決定後、松本市からご本人あてに手帳交付についての案内（交付時に必要な持ち物、場所等を記載したもの）を通知いたします。
- 3 窓口で制度の説明（1時間程度かかる場合もあります。）を受け、手帳をお受け取りください。